

## 明治期における民法典制定と寺院

関 義 央

### 一、はじめに

周知の通り、現在寺院をはじめとする多くの宗教団体は、宗教法人法の規定に基づき「宗教法人」という法人格を与えられ、日常の活動を行っている。法人格を与えられることで境内地等の土地所有権や布教活動に関連する取引行為（契約）の主体となることができる。

けれども、この法人格を与える根拠は宗教法人法のみによるのではない。宗教団体——ここでは特に社寺をいう——は、後にみるように現行民法典起草段階からそこに規定されていた公益法人の一種とされ、現在においても民法の規定に基づき（三三三条二項）、宗教法人の設立手続きや設立後の宗教法人の運営についての詳細は宗教法人法の規定に委ねられているのである。

この宗教団体に法人格を与える根拠法の根本たる民法の法人に関する規定が二〇〇六（平成一八）年改正され、

二〇〇八(平成二〇)年に施行された。改正法は既存の宗教法人法や宗教法人に直接的に影響を与えるものではないが、これまでの民法の法人制度、すなわち公益法人が、民法の直接的規律から離れ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律などといった特別法による非営利法人+公益法人という「二階建て」の制度に変容する中で、本来であれば新制度の中に組み入れられてしかるべき公益法人たる宗教法人のあり方を今後どのように制度設計するかは大きな課題となっていくであろう。近年の宗教法人の公益性に関する議論もその一環である。また、公益法人—もちろんこの中には宗教法人も入る—も含めた非営利法人法制の抜本的改正を主張する論者も少なからず存在する<sup>①</sup>。

また、この点について歴史的経緯を顧みるに、明治維新後の近代化の中で、寺院は廃仏毀釈により大きな打撃を受けた。その後—といっても、維新後だいたい後になってからであるが—法人格を有することで、権利主体という社会における法システムとしての地位を得て、世俗の世界で活動するにあたって利便性を獲得し、信教の自由、政教分離原則などと共に、近代化による恩恵にあずかった。しかし、その裏腹で、社会システムに組み入れられたことで、設立から運営、更には解散まで法に基づき国家による様々な監督を受け続ける根柢を与えてしまったともいえる。

今、法人としての寺院はこれまでの事実をよく把握し、理解した上で、今後の宗教法人法制の在り方を考えなければならぬであろう。

そこで、今後への展望の材料として、明治以降の宗教団体制に関する歴史的な動向を再度検証することは有益である。その一つのささやかな試みとして、本稿は現行法へ連なる公益法人法体系が形成された端緒である明治期の民法典制定における法人規定の成立過程と寺院の取り扱いについて考察するものである。

二、現行民法典制定前における寺院に対する法的規制

1 明治初年の単行法

(1) 廃仏毀釈運動と寺院の廃合

明治新政府は、政權掌握直後の一八六八（慶応四）年三月一日に「祭政一致」の布告を出し、新しい社会編成を支える理念を神政国家原理に求め、その方針を貫くため神祇官を中心として神道国家政策を打ち出し、奈良時代以来の神仏習合の様相を神社から払拭すべく同年三月二十八日「神仏分離令（神仏判然の令）」を發布した。<sup>(2)</sup>これをきっかけとして、全国に「廃仏毀釈」運動が勃発することとなった。この運動により、多くの貴重な文化財が滅失すると共に、多数の寺院の廃合を招来し、人々の信仰心そのものの衰退や道義心の衰退をも引き起こした。<sup>(3)</sup>

しかし、政府はその対抗策を意識的にとることはなく、かえって廃仏の伺出に対して一般的、概括的にその許可を与えていた。けれども、一八七〇（明治三）年末頃から個々の寺院について、関係者の支障を含め民心の動搖に配慮して統合の是非につき慎重に取り扱うようになった。<sup>(4)</sup>やがて、一八七三（明治六）年の教部省の設置後、寺院廃合願には、本寺及び法類、檀家の添書が要件とされ、一八七五（明治八）年一〇月の太政官達により、無檀無住を各官庁が取り調べ、その他は寺檀出願の上、いずれも教部省への伺出が必要となり、地方長官や僧侶が独断で寺院の廃合を断行することに歯止めがかけられた。<sup>(6)</sup>

(2) 社寺創立への法規制

一方、社寺の創立については、一八七二（明治五）年に無届けによる社寺創立が禁止された。<sup>(7)</sup>その後、教部省

に代わる内務省によって、一八七八（明治一一）年「社寺取締概則」<sup>(8)</sup>が出されると、その一条により、社寺の創建には、神官住職、又は氏子檀信徒予定の者たちによる連署と戸長奥書ある願出、永続財産の目処、地所建物社寺の体が備わっていること及び府県の認可を要した。ただ、内務省へは届出でのみでよいとされた。<sup>(9)</sup>

しかし、その結果社寺の濫立ともいえる状況となったため、一八八〇（明治一三）年、「社寺創立再興復旧等員数増加ニ係ル願ヲ許否スル事」は「主務ノ省」、すなわち内務省の権限とされ、更に、一八八六（明治一九）年には、極めて例外的場合を除いて「創立再興復旧セサル事」とされ、内務省への伺いを經ずに処分するよう訓示がされた。<sup>(11)</sup>これによって、原則として社寺の創設は禁止されることになった。<sup>(12)</sup>

なお、社寺取締概則をはじめとする達は、後に述べるように民法施行法二八条により社寺への民法の適用が回避されたため、寺院については一九四〇（昭和一五）年の宗教団体法施行まで有効とされた。<sup>(13)</sup>

## 2 旧民法典における法人規定

### (1) 旧民法典と民法草案

その後、治外法権を認めた不平等条約の改正への動きの中で憲法典や刑法典など現在の主要六法の制定が企図され、民法典の制定作業も本格化する。<sup>(14)</sup>そして、一八九〇（明治二三）年には民法典が公布された（以下、当該民法典を「旧民法典」という）。

旧民法典にはわずか一カ条だけであるが、法人についての規定がなされた。

旧民法人事編五条 「法人ハ公私ヲ問ハス法律ノ認許（注―棒線筆者。以下同じ）スルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス又法律ノ規定ニ從フニ非サレハ私権ヲ享有スルコトヲ得ス」

さて、当該規定は草案段階においては次のような内容であった。

(旧) 民法草案人事編六条 「無形人ハ公私ヲ問ハス法律ノ之ヲ認許スルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス又法律ノ之ニ付与スルモノヲ除クノ外私権ヲ享有スルコトヲ得ス其設立ノ条件及ヒ其権利ハ此法律及ヒ特別法ニ之ヲ規定ス」

一般に旧民法の起草者としてはポアソナードの名がよく知られているが、法人規定が入っていた人事編は日本人による起草であるとされている。<sup>15)</sup>

(2) 特別法による規定

そして、この草案の理由書には次のような記述がある。

「我国ニ於テハ従来ノ慣習ニ依リ社寺等ノ如キ真ニ無形人ヲ組成スルヤ否ヤ尤モ曖昧ニ属セリト云ハサルヲ得ス故ニ民法ハ口原則ヲ立ルノミニシテ其適用ハ特別法ニ譲ルモノナリ」<sup>16)</sup>

このように、旧民法典ではあくまで基本原則のみを規定し、あとは特別法に委ねるスタンスを採っている。<sup>18)</sup> その理由として、社寺などは本当に無形人<sup>19)</sup>法人に該当するかどうか曖昧と言わざるを得ないからだとする。

また、同理由書の別の箇所にも、

「之ヲ実施セントスルトキハ従前ヨリ存立セル無形人殊ニ社寺等ノ地位ヲ確定スルノ必要アリ法律ノ認許ヲ得ル為メ遵守スヘキ諸般ノ手續ヲ定ムルノ必要アリ又法律ニ違背シ無形人ヲ造成スルノ弊害詐欺ヲ予防スルノ必要アリ是等ハ特別法ヲ以テ規定スベキモノトス」<sup>(19)</sup>

とあり、社寺などの地位確定や法律の認許を得るための手続きなどを特別法において規定すべきとしている。

社寺に法人格を与えるかについて、理由書は正面から認めていないが、社寺向けに特別法を制定すると述べているくらいであり、起草者としては法人として認めるつもりであったと考えられる。<sup>(20)</sup>

もつとも、草案に存在した特別法の明記が削除されているが、当然の内容であるから規定する必要がないと判断されたと推測されている。<sup>(21)</sup>

以上のような内容をもつ旧民法典であったが、結局法典論争<sup>(22)</sup>の末に施行されずに終わり、その修正として現行民法典が制定されることになった。しかし、社寺に関する民法法人規定から特別法への委任という基本姿勢は、後にみるように当時の日本人立法者の共通認識となっていく。

### 三、民法典の起草過程における法人規定

#### 1 基本的姿勢における旧民法典との異同

現行民法典の起草作業を担ったのは、時の首相伊藤博文を総裁とする法典調査会であった。以下、現行民法典の起草過程における宗教団体と法人制度に関する規定についての審議状況をみていくことにする。

現行民法典の草案では法人規定は総則編に置かれ、草案全体で参照されたドイツ民法典第一草案の影響からか、旧民法典とは異なり約五〇カ条にわたる規定が起草された。また、規定の概要は公益の社団・財団に法人格を付与する―営利団体は民法の対象外―というものであった。<sup>(23)</sup>更に、旧民法典では民法によって規律される法人に国や地方公共団体のような公法人と民間団体の私法人を想定していたが、現行民法典の草案ではそのような内容は見当たらなくなった。民法では公法人に関する規定を設けないためだとされている。<sup>(24)</sup>

さて、社寺への法人格の付与に関しては、主査委員会<sup>(25)</sup>での審議序盤から注目すべき点が存在する。具体的な内容に入らず目次の吟味の段階において、起草委員の一人であり、かつ法人規定起草の直接の担当者であったとされる穂積陳重<sup>(26)</sup>は、民法に基づき認められる法人の範囲については全ての事象を対象にできないので、「行政上ノ関係、立法上ノ関係等ヲ見テ民法ニ必要ナモノ丈ケヲ入レルト云フコトハ必ず有ルデアラウト思ヒマス」<sup>(27)</sup>として、旧民法と同様に特別法によって別途規定するという方向性を示している。その後、穂積の示唆通り、法人規定の冒頭に旧民法人事編五条前段と同趣旨の「法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス」<sup>(28)</sup>という規定が起草され、原案のまま民法三三条<sup>(28)</sup>となり、法人規定の例外としての特別法に道を開く根拠規定となる。

一方、やはり起草委員であった富井政章は「神社仏閣」を法人と認めるかについて、私見としては「法人ト認メルト云フ方ニ傾イテ居リマス」<sup>(30)</sup>と前向きであることを表明していた。この点は旧民法の起草者以上に踏み込んだといえる。

## 2 宗教に関する公益法人

次に、これらの発言を前提に実際の草案とその議論をみていく。

民法草案三七条 「祭祀、宗教、慈善、学問、技芸其他公益ニ関スル社団若クハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」

本条は公益法人設立の根拠規定に関する草案である。一見すればわかる通り、「祭祀、宗教」を公益と考えていたことが分かる。そして、宗教のような公益に関する社団・財団で非営利目的のものは主務官庁の許可を要するとした。本条の提案理由によると、これは既に見てきた社寺取扱概則一条といった当時の「現行法規ヲ參照シ」<sup>(31)</sup>起草したという。なお、様々な公益のうち宗教が特に明示されている理由は、単に公益に関する社団・財団と汎称すると、「其意義稍漠然ニ失スルノ嫌アル」ので、諸外国の例に倣い「特ニ法人設立ノ目的中最モ普通ナルモノヲ指示スルヲ便利ナリトセルカ故」<sup>(32)</sup>だとする。したがって、当該列挙は例示列挙事由と解されている。

本条の審議において本稿の目的に関連して注目される点としては、①主務官庁の意義、②公益の意義、③社団における構成員の具体例が挙げられる。①については起草委員の穂積によると、当時の内務省のような中央官庁だけでなく、社寺取扱概則一条に規定されていた府県のような当時の地方庁も主務官庁に該当するという。<sup>(33)</sup>

②については、公益とは「多勢ノ人ノ利益」<sup>(34)</sup>かと問う主査委員の高木豊三<sup>(34)</sup>に対し、穂積はその通りであると答えている。また、同じく主査委員の横田國臣<sup>(35)</sup>が「公益ニ関スル」ではなく、「公益ヲ目的トスル」との変更を提案した際の討議の中で、穂積は草案通りでも宗教などの列挙事由は「矢張り公益ノ一ツノモノデアル」と答弁している。<sup>(36)</sup>改めて列挙事由≠公益目的ということを確認したものと思われる。<sup>(38)</sup>

③については、社団の構成員の具体例として穂積が氏子を挙げていたことが注目される。<sup>(39)</sup>



### 3 民法適用への異論

主査委員会において草案三七条は修正なく議決された。ところが、その後の審議で主査委員の末松謙澄<sup>(40)</sup>から社寺の取り扱いについて異論が出された。末松は社寺について、法人や定款といった用語を使用するのは「地方人民ノ感情ニ障ルヤウナコトガアリハセヌカト云フ事ヲ恐レル」として、「避ケテヤリタイモノデアリマス」と指摘した。しかし、一方で社寺に関する財産はその社寺の名において登記することの必要性を認め、私見として、「今ノヤウナルモノニ付テハ、何カ別ニ定メル所ノ規則ニ依テ、自然ニ之ニ合スルモノハ、其事実ニ依テ法人トナルト云フヤウナ風ノ工夫ガ何処カニ付ケマスルト云フト、極都合ガ宜イノデアル」と提案した<sup>(41)</sup>。

これに対し、穂積は外国においても宗教団体に関する特別法はいくらでもあり、「是レカラ先キモ社寺ニ関スル特別法モ必ズ出来ルデアラウ、……特別法ノ出来ル事ヲ希望致シマスカラ、本条ノ如キモノガアツテモ實際上不都合ハアルマイカト思ヒマス」と述べ、社寺に関して民法とは別の特別法を制定する―しかも、民法の公益法人制度から一線を画する形で―ことを容認したのであった。穂積は主査委員会に続く総会での審議においても各種公益法人に特別法を必要とし、草案三七条は「通則」である旨発言している<sup>(42)</sup>。この点に関し、起草者の見解において、宗教結社についての特別法の構想や特段の考慮がなされた痕跡を見いだすことができないとの見解も存するが<sup>(43)</sup>、以上の穂積の発言からして、全く考慮していなかったとは言い切れないと思われる。

なお、穂積は主査委員会での上記発言時、祭祀・宗教に関する団体は「財団法人ニ属スルモノガ十ノ八九デアロウト思フ」とも述べている。現在では宗教団体は社団と財団の両方の性質をもつものと理解されている<sup>(45)</sup>。

草案三七条は以上のような末松と穂積との質疑応答後に開催された総会でも原案通り議決され確定したが、帝國議會提出直前の整理会において、「学問」を「學術」に、「若クハ」を「又ハ」にそれぞれ変更された<sup>(46)</sup>。一八九

六（明治二九）年、第九回帝国議會に提出された民法草案三七条改め民法中修正案三四条は衆議院・貴族院の兩院において原案通り可決され、同年四月民法典三四条として公布された。

その後法典調査会は民法典の親族編・相続編起草と民法典施行に際して必要な経過規定を主な内容とする「民法施行法」案起草に取り掛かった。その間既に公布された民法三四条は他の規定とともにその施行を待つことになつたのだが、ここから社寺と民法典との関係は大きな分水嶺を迎えることになる。

#### 四、民法施行法による法人規定適用の回避

##### 1 突然の方針転換

一九五一（昭和二六）年、宗教法人法が施行されるまで民法施行法二八条は以下の通り規定されていた。

「民法中法人ニ関スル規定ハ当分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ仏堂ニハ之ヲ適用セス」

この規定により、実際に民法典の法人規定が社寺に適用されることはなかった。ところが、この規定は民法施行法起草時に初めから予定されていたものではなかった。

当初、民法施行法草案三〇条には民法典施行前に存在した社寺や社団・財団を取り込むため「之ヲ法人トス」という正反対の規定が用意されていた。そして、激論の末法典調査会では原案通り可決された。<sup>⑪</sup>

しかし、その後開催された整理会において突然同法草案三〇条改め一九条の文言から「社寺」の文字が削除された。起草委員の梅謙次郎<sup>⑫</sup>は、内務省からの意見があり、起草委員たちの間でも「少シ考ヘマスルコトガアツテ」

削除したと述べ、更に同法二八条―草案段階では二七条―を起草したこと、内務省が社寺に関する特別法案を起草したことが報告され、社寺に先に施行される民法を適用し、その後施行される特別法を適用すると「余計ナ手数」になるるので、削除したと説明した。<sup>(49)</sup>

## 2 政府内の思惑

整理会における民法施行法草案二八条についての議論の中心は、「祠宇や仏堂―提案段階で草案にはこれらの明記はされていないかった―そして教会といったものが例外の対象となるのかといったものであったが、そもそも、なぜ社寺を民法典の公益法人規定の適用から除外することにしたのか。

内務省社寺局長の久米金弥は、理想は民法三四条の「祭祀、宗教」を削除してほしいとした上で、西洋が起源のキリスト教の教会と異なり、日本独自の社寺に―西洋のそれを参考につくられた―民法の法人に関する設立や管理の規定でどうしても適用できない規定が生じてしまう点を理由として挙げた。<sup>(50)</sup>しかし、突然の「方針転換」は起草委員たちにも衝撃だったようで、梅が久米の「宗教」の文言の削除提案に反対を表明する異例の事態となった。<sup>(51)</sup>

梅は、法人規定は漠然としたものであり、いかなる法人であろうとも適用できないことはない。もちろん社寺であっても。しかし、数百年ないし数千年の習慣がある社寺の体制を一朝にして改めることは「実際困難」であるから、「少ナクモ当分ノ内ハ民法ヲ施行シナイト云フコトデ余儀ナクああ云フ法分ヲ置キマシタ」とその心情を吐露した。<sup>(52)</sup>

結局、適用が除外されるものとして、社寺に加え、「祠宇及ヒ仏堂」が追加され、草案は可決された。そして、帝国議会でも原案通り可決され、社寺などの法人規定適用が見送られた。

内務省がなぜ社寺の民法法人規定適用に待ったをかけたのか実のところはつきりしていない<sup>(53)</sup>。しかし、その真の理由をうかがわせる発言が議事録に残っている。すなわち、都筑馨<sup>(54)</sup>によると、神社、例えば伊勢神宮は当時歳入歳出とも帝国議会の議決が必要であり、その運営は「政府ノ行政ノ一部デアリマス」と述べ、寺院も行政が「非常ニ嚴重ニ監督ヲシ保護ヲシテ居ル」し、宗派も社寺に近く、その性質が町村—公法人—のようなものだと発言している<sup>(55)</sup>。このような発言から推測すると、—特に神社に関しては国家神道という思想も背景に存在すると思われるが—当時の政府内の意識として、端的に社寺は—まさに江戸時代の社寺の役割がそうであったように—行政の一部である。あるいは、その性質は私的であり、私法人かもしれないが、宗教の掌握ひいては国民の掌握という公的目的においては、間接的・二次的ではあるが、「行政」の機能を法人に併存させているといった理解が存在していたのではないだろうか。それゆえ、私法の基本法たる民法での直接的・一次的規律は社寺にはそぐわない、かつ政府としては不都合である。そこで、既に民法起草段階から俎上に載っていた社寺に関する特別法制定を実現する方向で動き出した方が利点が多いとの判断がなされたのではあるまいか。前述の通り、公法人を民法で規律していないのだから、それと類似の性質のものは民法の適用から除外しようと考えても不思議はあ  
るまい。

##### 五、結びにかえて—今後の検討課題—

これまでみてきたように、明治初年における寺院に対する政府の対応は大変消極的かつ場当たり的と言わざるを得ない。旧民法典では営利団体はともかく、非営利団体—もちろん寺院など公益目的の団体も含まれる—に対する法人の付与に抑制的である<sup>(56)</sup>。これは旧民法典起草で参考とされたフランス、イタリアなどの民法典に類似す

る。そして、現行民法典では公益法人として寺院は想定されるも、政府の都合により結局適用は回避された。その意味では、維新以降における「寺院法制史」は、寺院側からすればまさに「踏んだり蹴ったり」の状況であった。

しかし、同時に―事の良し悪しは別にして―管長制など現在も基本となる宗制が作られたのもこの時代である。また、わが国では江戸時代より社寺が貧民救済や教育といった公益活動で高い評価を受けていたことなどが公益法人として認められた遠因となったとの指摘もある<sup>(27)</sup>。西洋のように敵対関係であれば、国は宗教団体をそこまで処遇しようとはしない。その意味では、寺院が公益法人の一つとされたこと自体を行政による規制を理由に全否定するのは見当違いと思われる。

さて、民法典制定後、政府は特別法すなわち宗教法案を帝国議会に提出したが、成立させることができなかった。宗教法案の提出は数度にわたったが徒勞に終わり、ようやく民法典施行から約四〇年後の一九三九（昭和一四）年宗教団体法が成立した。

一方で、特に宗教団体法ができるまでに制定法の欠缺を埋めたのは判例であった。また、民法の法人規定や宗教法案の規定にも判例が影響を与えたと考えられる。したがって、判例の動向・変遷も今後を見据える上で大きな材料となる。

よって、民法典制定後の立法状況と判例の動向の検討が今後の課題であると考えている。

註

- (1) 後藤元伸「非営利法人制度」内田貴、大村敦志編『民法の争点』五八頁(有斐閣、二〇〇七年)。
- (2) 牛尾洋也「明治期の社寺の財産管理における『公益性』の形成過程」鈴木龍也編『宗教法と民事法の交錯』九頁(晃洋書房、二〇〇八年)。なお、本稿二頁は以下の箇所も同書によるところが大きい。
- (3) 安丸良夫「神々の明治維新―神仏分離と廢仏毀釈―」一七頁(岩波書店、一九七九年)。
- (4) 牛尾・前掲注(2)一〇頁。
- (5) 明治八年一〇月二七日太政官達第一八五号。
- (6) 辻善之助『日本仏教史研究第四卷』二二七頁(岩波書店、一九八四年)。
- (7) 明治五年八月三〇日大蔵省達第一一八号。
- (8) 明治一年九月九日内務省達乙第五七号。
- (9) 牛尾・前掲注(2)二一頁。
- (10) 明治一三年一二月一三日太政官達第六一號、明治一三年一二月一七日内務省達乙第五二号。
- (11) 明治一九年六月八日内務省訓第三九七号。
- (12) 牛尾・前掲注(2)二一頁。
- (13) 牛尾・前掲注(2)二二頁。
- (14) 一八七〇(明治三)年には、江藤新平が算作麟祥にフランス民法典の翻訳など民法編纂の準備を命じている(この時の逸話として、江藤はフランス民法典を翻訳したものを日本民法典として公布しようと考えていたらしく、算作に「誤訳も亦妨ず、唯速訳せよ」と言ったという)。その後、フランスの法学者ポアソナードを日本に招き、一八七九(明治一二)年に改めて彼を中心に旧民法典の編纂を開始している(ポアソナードについては、大久保泰甫「日本近代法の父―ポアソナード―」(岩波書店、一九七七年)参照)。以上、四宮和夫「能見善久『民法総則(第八版)』」(弘文堂、二〇一〇年)七頁の年表を参照。
- (15) 石井良助によると、草案の理由書の起稿者が草案の起草者だと見てさしつかえないであろうと述べている(石井良助「民法草案人事編理由書解題」『明治文化資料叢書第三巻法律編上』八頁(風間書房、一九五九年)。そのように解すると、草案六条の起草者はその理由書の起稿者である熊野敏三ということになる。
- (16) 熊野敏三起稿「民法草案人事編理由書上巻」石井良助編『明治文化資料叢書第三巻法律編上』(風間書房、一九五九年)。
- (17) 熊野・前掲注(16)四一頁。
- (18) 林良平「前田達明編『新版注釈民法(2)』」一〇頁(林)〔有斐閣、一九九一年〕。牛尾・前掲注(2)二六頁。
- (19) 熊野・前掲注(16)四二頁。
- (20) 熊野と同じく旧民法典起草に携わった磯部四郎は、その著書の中で「我国ハ古来ノ慣習ニ因リ社寺又ハ町村組合等ノ如キ稍ヤ法人ニ髣髴タルモノナキニアラスト雖モ其組成ニ至テハ曖昧ニ屬スト云ハサルヘカラス」という(磯部四郎「民

- (21) 牛尾・前掲注(2) 二七頁。
- (22) 一八九九(明治二二)年から一九九二(明治二五)年にかけて民法及び商法の実施延期か断行かをめぐって展開した論争。ポアソナードとその薫陶を受けた日本人が起草した旧民法は、フランス民法の色彩が強く国情に合ったものに修正すべきとの批判が起きたことが直接の原因だが、実際は日本国内の仏法派(断行派)と英法派(延期派)との政治的・派閥的争いの強いものであったとされる。一八九二年一月に帝国議会は両法の実施延期を議決し、その結果として新設された法典調査会で旧民法典の修正作業を行うこととなった(金子宏ほか『法律学小辞典(第四版補訂版)』一一三二頁以下(有斐閣、二〇〇八年)。
- (23) 林Ⅱ前田編・前掲注(18) 同頁。
- (24) 「未定稿本」民法修正案理由書」広中俊雄編『民法修正案(前三編)の理由書』九二頁(有斐閣、一九八七年)。
- (25) 法典調査会の審議手続は、主査委員会と委員総会の二段階とされ、総会の議決をもって議決が確定された(法典調査規程六条、一三条参照)。
- (26) 法科大学(現在の東京大学法学部)教授。法典論争では旧民法施行反対派の中心人物であった。
- (27) 法務大臣官房司法法制調査部監「法典調査会民法主査会議事速記録」『日本近代立法資料叢書一三』一〇七頁(商事法務研究会、一九八八年)。
- (28) 二〇〇四(平成一六)年の民法口語化、二〇〇六(平成一八)年の法人法制改正後は三三条一項「法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。」となった。
- (29) 法科大学教授。
- (30) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 一〇八頁。
- (31) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 三九七頁。
- (32) 林Ⅱ前田編・前掲注(18) 一八七頁。
- (33) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 三九八頁。
- (34) 大審院判事や司法省民刑局長を歴任した法実務家。
- (35) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 四〇〇頁。
- (36) 司法官僚で、のちに大審院院長を務めた。
- (37) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 四〇二頁。
- (38) 社寺・教会などが民法上の公益法人ではなく、特別法の宗教法人となる現状からすれば予断となるが、宗教・祭祀といった公益に関するものであっても非営利目的ではない葬儀会社の現在の隆盛を見ると、民法草案、そして成立した規定が公益目的か否かではなく、非営利目的か否かを要件として明示したのは意義があったのではなからうか。もっとも、既に述べた二〇〇六年の法人規定改正で、当該規定は三三条二項となり、先にふれた横田案のように公益目的か否かを要件として明示するようになったことは民法を

- 中心とする非営利法人法の体系全体に新たな問題を生じさせたようにも思われる。この点を含め新しい非営利法人法の問題性については別稿を期したい。
- (39) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 四〇一頁。  
衆議院議員で当時の第二次伊藤内閣の法制局長官であった。ちなみに、首相・法典調査会総裁伊藤の娘婿でもあった。
- (40) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 四三七八頁以下。  
法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 四三七八頁以下。
- (41) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 四三七八頁以下。  
法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 四三七八頁以下。
- (42) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 四三七八頁以下。  
法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 四三七八頁以下。
- (43) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 四三七八頁以下。  
法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(27) 四三七八頁以下。
- (44) 牛尾・前掲注(2) 二八頁。
- (45) 我妻栄『新訂民法総則(民法講義Ⅰ)』一三五頁(岩波書店、一九六五年)。
- (46) 法務大臣官房司法法制調査部監「法典調査会民法整理会議事速記録」『日本近代立法資料叢書一四』一一九頁(商事法務研究会、一九八八年)。
- (47) 議論の様子は、法務大臣官房司法法制調査部監「法典調査会民法施行法議事要録」『日本近代立法資料叢書一四』三一頁以下参照(商事法務研究会、一九八八年)。
- (48) 法科大学教授。
- (49) 法務大臣官房司法法制調査部監「法典調査会民法施行法整理会議事速記録」『日本近代立法資料叢書一四』二八頁(商事法務研究会、一九八八年)。
- (50) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(49) 三一頁。
- (51) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(49) 三二頁。
- (52) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(49) 五頁。
- (53) 牛尾は、この当時勃発した「曹洞宗騒擾問題」を契機とする「国家と宗教」との関係に関する重大な方針の展開によるものと推測する(牛尾・前掲注(2) 二九頁)。
- (54) 内務省参事官、内務省土木課長を歴任した官僚。
- (55) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注(49) 八頁。
- (56) 林・前田編・前掲注(18) 同頁。田中實はこの点につき、人事編五条は特許主義に属し、原則として法人を認めない立場、または制限的のみ法人を認める立場だと評する(田中實「公益信託の現代的展開」一六頁(勁草書房、一九八五年))。また牛尾洋也は、同条はフランス民法の影響により法人擬制説(あるいは否認説)を基盤としていると指摘する(牛尾・前掲注(2) 二六頁)。
- (57) 田中・前掲注(56) 二二頁参照。
- 民法典 社寺 公益法人